

第1回入善町農業委員会議事録

令和8年8月6日午後3時00分から第1回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 米原章浩	2番 寺田晴美	3番 笹原香奈子	4番 岩山裕
5番 藤澤ちひろ	6番 竹田隆浩	7番 嶋先良昭	9番 安藤環
10番 松岡信久	11番 藤田亜由美	12番 米山義隆	13番 前田俊彦
14番 林徹	15番 真岩芳宣	16番 尾山浩二	17番 上野好雄
18番 田中吉春			

欠席委員 1名

8番 松島正紀

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	上田久志
入善町農業委員会	係長	原翔子
入善町農業委員会	主任	石山裕之
入善町農業委員会	主事	前川祐喜子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	臨時議長指名の件
日程第2	選挙第1号 入善町農業委員会会長互選の件
日程第3	選挙第2号 入善町農業委員会会長職務代理者互選の件
日程第4	議席決定の件
日程第5	担当地区決定の件
日程第6	議事録署名委員決定の件
日程第7	議案第1号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第8	議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について

事務局長（上田 久志）

本日は、お忙しい中、委員交代後、初の総会にご出席いただきありがとうございます。私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます農業委員会事務局の上田です。

この度の委員交代により、ご就任されました委員各位には、心からお礼申し上げます。どうか今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より、第1回入善町農業委員会を開催いたします。まず初めに、笹島町長が開会の挨拶を申し上げます。

町長（笹島 春人）

いよいよ梅雨明けとなりまして、連日暑い日が続いております。皆様方には、熱中症対策に十分ご留意をいただき、この厳しい夏を元気に乗り越えていただければというふうに思います。

本日は、第1回目の農業委員ということでもあります。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたい

と思います。

この度の任期満了に伴いまして、各地域や団体等からの推薦を受けられ、農業委員にご就任いただきました皆様に改めまして厚くお礼申し上げます。

委員の皆様方には、これから3年間の任期の間、本町の農業振興のため、格別なご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今回の委員交代では、18名の委員のうち、7名の方が再任ということで、これまでの経験を活かし、今後の農業委員会の運営を牽引していただければと思います。

また、新任11名の委員の方には、農業委員会の更なる活性化を図るため、新たな見地から忌憚のないご意見などをお聞かせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、入善町には、基盤整備などの環境整備が整った広大で肥沃な農地が広がっております。これは、町の大切な財産であり、末永く後世に引き継いでいくことが我々の責務であると考えております。

この優良農地を今後も保全、継承していくためには、関係機関が連携し、各地域がもつ課題の把握に努め、その解決に取り組んでいくこと、また、担い手の育成はもちろんのこと、経営規模の更なる拡大や経営の安定化に向けた施策を積極的に展開していかなければなりません。

その実現を果たすには、農業委員会の担うべき役割は、大変大きいものがあると考えております。

「農地利用の最適化」が農業委員会の重要な役割とされている今日、農業委員の皆様方には、今後とも、顔の見える地域の世話役、農家の良き相談役としてご活躍されますよう、そして、農地の利用集積はもとより、地域計画による集約化の促進や担い手の掘り起こしなど、農地を守り、農業を振興する施策を積極的に推進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

結びになりますが、入善町農業委員会の更なるご発展と、委員各位のより一層のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

3年間、どうかよろしくお願いいたします。

事務局長（上田 久志）

続きまして、事務局から、農業委員の皆様方をご紹介します。

推薦受付順にお座りいただいておりますので、こちらから順番にご紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

米山 義隆 委員。お住まいは新屋地区。
安藤 環 委員。お住まいは小摺戸地区。新任です。
藤澤 ちひろ 委員。お住まいは飯野地区。新任です。
藤田 亜由美 委員。お住まいは新屋地区。新任です。
田中 吉春 委員。お住まいは野中地区。
寺田 晴美 委員。お住まいは上原地区。
岩山 裕 委員。お住まいは青木地区。新任です。
松岡 信久 委員。お住まいは小摺戸地区。新任です。
真岩 芳宣 委員。お住まいは横山地区。新任です。
前田 俊彦 委員。お住まいは櫛山地区。
林 徹 委員。お住まいは櫛山地区。新任です。
上野 好雄 委員。お住まいは舟見地区。
笹原 香奈子 委員。お住まいは青木地区。新任です。
嶋先 良昭 委員。お住まいは飯野地区。
竹田 隆浩 委員。お住まいは飯野地区。
本日は欠席となっておりますが、
松島 正紀 委員。お住まいは小摺戸地区。新任です。
米原 章浩 委員。お住まいは入善地区。新任です。
尾山 浩二 委員。お住まいは横山地区。新任です。

以上の18名の方が各地域や団体等から推薦を受けられ、ご就任いただきました委員の皆さんです。よろしくお願いいたします。

それでは、この後、笹島町長には次の公務がありますので、退席されます。

町長（笹島 春人）

この後どうかよろしくお願いいたします。

（町長 退室）

事務局長（上田 久志）

先程、委員各位のご紹介をさせていただきましたが、初回でありますので、事務局職員の紹介もさせていただきます。

事務局

農業委員会事務局の原と申します。よろしくお願いいたします。

農業委員会事務局の石山と申します。よろしくお願いいたします。

農業委員会事務局の前川と申します。よろしくお願いいたします。

事務局長（上田 久志）

それでは、議事日程に入ります。

日程第1、「臨時議長指名の件」についてであります。

地方自治法第107条に「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」と規定されておりますので、これを準用し、本日の出席委員のうち、最年長の委員に臨時議長をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

事務局長

異議なしとのご発言がありましたので、年長委員であります林委員に臨時議長をお願いいたします。

（委員一同拍手）

それでは、林委員は臨時議長席に着席願います。

（林委員が臨時議長席へ移動）

臨時議長（林 徹）

ただ今、年長委員ということで臨時議長を仰せつかりました坪野です。皆様方の温かいご協力をいただきながら、この重責を無事に務めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事日程に従って、議事を進めてまいります。

日程第2、選挙第1号「入善町農業委員会会長互選の件」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

農業委員会等に関する法律第5条第1項に「農業委員会に会長を置く」、また、同法同条第2項に「会長は委員が互選した者をもって充てる」と規定されていることから、任命後、最初となります本日の委員会において、選挙第1号「入善町農業委員会会長互選の件」が提案されたところであります。

選挙の方法につきましては、入善町農業委員会規程第4条に「委員会で行なう選挙は地方自治法に定める議会で行なう選挙の例による」と規定されており、また、地方自治法第118条には、議会で行なう選挙の例として、投票による方法と指名推選による方法が規定されております。なお、指名推選の方法を用いる場合においては、委員全員の同意があった者をもって当選人とすると規定されております。よろしくお願いいたします。

臨時議長（林 徹）

ただ今、お聞きのとおりであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、議事進行の都合により、指名推選といたしたいが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

臨時議長（林 徹）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とする事に決定いたしました。それでは、会長候補者を推薦願います。

（寺田委員挙手）

寺田委員

今までの経験を踏まえて、経験豊かな米山委員を推薦いたします。

臨時議長（林 徹）

ただ今、寺田委員から、会長候補者として米山委員の推薦がありました。

お諮りいたします。米山委員をもって、本案件の当選人と決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

臨時議長（林 徹）

異議なしと認めます。

よって、入善町農業委員会会長に米山委員が選出されました。米山委員が議場におられますので、ただ今の会長決定をもって当選人に対する告知とさせていただきます。

（米山新会長が発言を求める）

臨時議長（林 徹）

会長に当選されました米山委員が発言を求めておられますので、許可いたします。

米山新会長

ただいま会長にご指名いただきました、新屋地区の米山でございます。

まず始めに、熊本地震で亡くならない方、また被災された方に、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。同じ農業者も農地や農業施設等にたいへん被害を受けておられ、その早くの復興を願っているところであります。

ここ数年、こういった米不足だとか米の非常な高騰だとか、いろんなところで持続可能な農業って何だろうと本当に考えさせられる農業政策状況になっているところであります。そういった中において、町長の挨拶でもありましたが、農業委員は農業者の相談員として、また、農地の番人として、この入善町の農地をしっかりと守って、いいものを生産していけるように、そして農業者の助けになるように、そういった農業委員会を目指していきたいというふうに思っております。この任期を通じまして、この3年間皆さんとともに、入善町の農業のために頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

暑い日が続いております。まだまだ熱中症対策、そして事故、怪我がないような農作業、そういったものを心がけていただくようお願い申し上げます、簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（委員一同拍手）

臨時議長（林 徹）

それでは新会長が選出されましたので、私臨時議長は議長席を降壇します。皆様のご協力をいただき、無事に職務を全うすることができましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

(委員一同拍手)

事務局長

臨時議長には、大変お疲れ様でした。ここからの議事進行につきましては、新会長に議長をお願いいたします。新会長は議長席に着席願います。

(議長交代)

議長(米山 義隆)

それでは、これから先は私の方で議事進行を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第3、選挙第2号「入善町農業委員会会長職務代理者互選の件」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されていることから、任命後、最初となります本日の委員会において、選挙第2号「入善町農業委員会会長職務代理者互選の件」が提案されたところであります。

選挙の方法につきましては、先ほどの「入善町農業委員会会長互選の件」と同様に、入善町農業委員会規程第4条、及び地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、指名推選の方法を用いる場合には、委員全員の同意があった者をもって当選人とすると規定されております。よろしくお願いいたします。

議長(米山 義隆)

ただ今、お聞きのとおりであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、議事進行の都合により、指名推選といたしたいが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とする事に決定いたしました。

それでは、会長職務代理者の候補者を推薦願います。

(嶋先委員挙手)

嶋先委員

米山会長の次に任期が長く、経験豊富な方として、田中委員を推薦します。

議長(米山 義隆)

ただ今、嶋先委員から、会長職務代理者の候補者として、田中委員の推薦がありました。

お諮りいたします。田中委員をもって本案件の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしと認めます。

よって、入善町農業委員会会長職務代理者に田中委員が選出されました。

田中委員が議場におられますので、ただ今の会長職務代理者決定をもって、当選人に対する告知とさせていただきます。

(田中新会長職務代理者が発言を求める)

議長(米山 義隆)

会長職務代理者に当選されました田中委員が発言を求めておられますので、許可いたします。

田中新会長職務代理者

改めまして田中でございます。職務代理ということでございますが、米山会長の補佐をするに尽きる事だと思っております。今までも一緒にさせていただいたところでもありますので、一生懸命応援していきたいなというふうに思います。

また最近、遊休農地一步手前のちょっとどうなのかなという農地も散見されるようになってきております。

そういうところをしっかりと皆さんとともに見守りを続けていきながら、解消に努めていけたらなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員一同拍手)

議長(米山 義隆)

それでは、田中委員は会長職務代理者席にご着席ください。

(田中委員が会長職務代理者席へ移動)

引き続き、議案の審議に戻ります。

次に、日程第4、「議席決定の件」を議題とします。事務局から説明願います。

事務局

現在、皆様がお座りの座席は、あくまでも仮の席順でありますので、これより正式な議席の決定を行うことになります。議席の決定方法につきましては、入善町農業委員会会議規則第5条第1項により、「委員の議席は会長が定める」と規定されておりますので、決定願います。

議長(米山 義隆)

ただ今、お聞きのとおりで、議席は、会長が定めることとなっております。

お諮りします。議席は会長が指定することといたしたいが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしと認めます。よって、議席は会長が指定することに決定しました。それでは、事務局に議席の案を配布させます。

(事務局が議席案を配布)

議長(米山 義隆)

お手元に配布しました議席案のとおりであります。各々の住所で町の行政区順及び年齢順に1番から18番までとしました。

お諮りします。

議席は、お手元に配布した議席(案)のとおりに指定いたしたいが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、議席は議席（案）のとおり指定することに決定いたしました。

なお、議事進行の都合により、次回の委員会から議席番号順に着席することとし、本日はこのままの席で議事を進めさせていただくことをご了承願います。

次に、日程第5、「担当地区決定の件」を議題とします。事務局から説明願います。

事務局

先程、お配りしました議席案の氏名の横に記載のある地区につきましては、今後皆様に担当していただく地区としたいと思います。小学校区ごととなっております。

担当地区とは、重点的に現場の確認等を行っていただく地区であります。2つ地区名が記載してある委員につきましては、はじめに記載してある地区を主としますが、もう一方の地区につきましても、確認していただくことがありますので、ご承知おきください。

以上、農業委員会等に関する法律第17条第5項により、「各委員が担当する区域を定めなければならない」と規定されておりますので、決定願います。

議長（米山 義隆）

ただいまお聞きのとおり、担当地区を定めることとなっております。

お諮りいたします。

担当地区は、お手元に配布した案のとおり指定したいが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、担当地区は案のとおり指定することに決定いたしました。

次に、日程第6、『議事録署名委員決定の件』を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の選出については、議長が指名することとしたいが、ご異議ありませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は議長が指名することに決定いたしました。慣例に従いまして、議席番号順とさせていただきます。議席番号1番米原委員と議席番号2番寺田委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

日程第7、議案第1号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

議案第1号「農地法第5条の規定による意見進達について」、次のとおり許可申請がありましたので、審議を求めます。今回の申請は1件です。

申請地は、入善町笹原〇〇の一筆で、地目は田、現況は宅地、面積は39㎡です。

申請地の位置図は、議案書の1ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町笹原〇〇 〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町高畠〇〇 〇〇〇〇さんです。

譲渡人の〇〇 〇〇さんは、以前は約30haの農地を耕作しており、平成18年頃笹原〇〇の土地に農機具格納庫を新築しました。当時、乾燥機から排出する粃殻は隣地農地にそのまま排出していましたが、

想定以上に粃殻が舞い上がったため、近隣から健康被害などの苦情があり、周囲に考慮し、排出する粃殻の周囲を覆うかたちで、簡易な建物で囲いました。その際に清掃しやすいように既存建物の高さに合うよう基礎をつくり、プラントとして一体的に利用していました。

譲受人の〇〇〇〇は、高畠在住の担い手の〇〇 〇〇さんが令和8年2月に設立した法人で、水稻及び大豆を中心に現在約30haを経営しており、経営規模の拡大に伴い、農機具の保管場所として、現在使用している農機具倉庫やビニールハウスでは手狭になっていました。

この度、〇〇 〇〇さんが諸般の事情で経営を縮小することとなり、農機具格納庫を売却したいと考えたところ、〇〇〇〇より買い受けたいとの申し出があり、売買の話がまとまりました。

売買するにあたり当該敷地の面積を測量したところ、39㎡が隣接する農地にはみ出ていることが判明したため、是正のために転用申請するものです。

なお、雨水排水については、申請地東側の排水路に排水します。

また、申請地は第1種農地ですが、転用目的が「農機具格納庫敷地」であり、許可基準は「既存施設の拡張」（既存施設敷地の1/2を超えない）に適合すると認められます。

さらに、当該申請地については、令和8年7月7日に用途変更済であり、入善土地改良区の同意書等も添付されていることから、本案件は転用可能と考えます。

農業委員の意見書は竹田委員にいただいております。

以上1件、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。それでは現地の確認を行いました竹田委員から補足説明をお願いします。

竹田委員

内容はいまほど事務局から説明のあったとおりで、現状を追認するような形で、これまでも過失もなく、全く問題ありませんので、適当であると判断し確認印を押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

上野委員

申請地の横に、三角の形で残る農地は、これからどうなりますか。

事務局

添付されている位置図には三角の形の農地が残るように表示されていますが、公図上では残りません。

竹田委員

現況も、残らない状態になっています。

上野委員

わかりました。

前田委員

申請地が納屋に隣接していますが、納屋と一体になっているということですか。

事務局

納屋と接続する形で、一体になっています。

前田委員

ということは、納屋も併せて売買されるということですか。

事務局

そこまでの情報は伺っていませんが、一体となっているので、併せて売買されるものと推測します。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第1号、農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案どおり県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第8、議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号、「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積等促進計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定され、農地の貸し借りができるようになります。

また、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、7件、19筆、32,747㎡

再設定は、1件、1筆、957㎡

合わせて8件、20筆、33,704㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、事務局から何かありますか。

事務局

（配布物の確認）

（担当地区の詳細な割り振りについて）

（個人情報の取り扱いの確認について）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はありませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第1回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和8年9月2日水曜日、午後1時30分から行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後4時00分）